

国際交流等に伴う危機管理対応マニュアル



島根大学グローバル化推進本部

国際センター

2025 年 10 月版

国際交流等に伴う危機管理対応について

島根大学ではグローバル化の進展に伴い、教職員の海外出張や学生の海外留学等、海外へ渡航する機会が増加している。また、本学では年間200人を超える外国人留学生を受け入れており、今後さらに多くの外国人留学生を受け入れる目標を掲げている。

一方、海外における危機事象の発生は、テロ、暴動、デモ等の頻発や各種自然災害、新たな感染症の流行等により、ここ数年増加傾向にある。国際交流等に伴う危機管理の観点から、学生・教職員の海外派遣及び外国人留学生等の受け入れに際し、安全配慮義務を全うするとともに、危機事象発生時に対応するためのマニュアルを策定するものである。

目次

I	危機管理の基本方針	
1.	対象範囲	2
2.	想定する危機の範囲	2
3.	危機発生時の基本的対応方針	2
II	海外渡航における危機管理	
1.	渡航前オリエンテーションの実施	3
2.	渡航の判断	4
III	海外渡航中の危機発生時の対応	
1.	派遣及び受入れでの共通事項	6
2.	想定される危機発生ケース	7
3.	ケース別危機対応	7
IV	帰国後の対応	
1.	帰国後の安全管理	10
V	外国人留学生等の受入れにおける危機管理	
1.	受入れ時オリエンテーションの実施	10
別紙1	危機対策本部組織及び担当表	13
参 考	危険情報「安全対策」の4つの目安（カテゴリー）	14
	感染症危険情報の4つの目安（カテゴリー）	14
	海外渡航時の派遣先の安全確認のためのリンク集	15

I 危機管理の基本方針

1. 対象範囲

本マニュアルは、留学、海外研修及び海外出張等で海外渡航する本学の学生・教職員、並びに本学で受入れる海外からの留学生、外国人研究者を対象とする。

なお、個人的な観光旅行や本学以外の機関が主催するツアー等による海外渡航は対象外とするが、学生等に危機事象が発生し、大学としての対応が求められる場合には、このマニュアルに準じて取り扱う。

2. 想定する危機の範囲

本マニュアルにおいて想定する危機の範囲は、以下のとおり。

- (1) 自然災害（地震・津波・風水害（台風、ハリケーン、トルネード、サイクロン、洪水等））による被災、負傷、死亡、生死不明等
- (2) 重大事故（火災、爆発事故、航空機・道路・船舶交通及び輸送に関する事故等）による被災、負傷、死亡、生死不明等
- (3) 重大事件（テロ、デモ・暴動、騒乱、殺人、傷害、拉致誘拐、強盗窃盗、薬物使用、詐欺等）による被災・被害、負傷、死亡、生死不明、逮捕、拘留、手配等
- (4) 健康危機（集団食中毒、感染症（SARS、新型インフルエンザ、新型コロナウイルス、エボラ出血熱等）、各種免疫疾患、メンタルヘルス、異文化不適應等）による疾患、死亡、生死不明等
- (5) その他（派遣先大学等での懲戒処分、派遣国・地域での国外退去処分等）

3. 危機発生時の基本的対応方針

原則として、下記の危機事象レベル表に基づき、学内の危機管理体制を構築し、本学の学生・教職員、受入留学生及び受入外国人研究者の生命若しくは身体确保安全確保を最優先に対応する。

危機事象 レベル	危機管理 体制	本部長 (室長、班長)	危機の概要
高	対策本部	学長又は危機管理 担当理事	死亡、重体、行方不明、生死不明、犯罪行為の加害者となった場合等で、大学全体で対処する必要がある場合
中	対策室	担当部局の長又は 副学長（グローバル 化推進担当）	負傷、病気（入院した場合）、渡航先で自然災害や大規模事件・事故等が発生した場合
低	対策班	担当部局の長又は 国際センター長	上記以外の場合（軽傷、物的被害等）

注）派遣先で発生した危機事象レベルが「高」の場合で、学長不在のときは危機管理担当理事が本部長を代行する。

また、危機事象レベルが「中」または「低」の場合は、それぞれ当該派遣の担当部局（派遣プログラム主催部局、海外出張等を命じた部局）の長を室（班）長とするが、複数部局に跨る場合は、副学長（グローバル化推進担当）を室（班）長とする。

なお、受入留学生に係る危機事象では、レベル「中」の場合は副学長（グローバル化推進担当）、「低」の場合は国際センター長をそれぞれ室（班）長とする。

Ⅱ 海外渡航における危機管理

1. 渡航前オリエンテーションの実施

学生の渡航に際しては、国際センターが半期に一度開催する「海外安全対策セミナー」を受講させる他、各部局等において担当教職員が渡航前オリエンテーションを実施する。

同オリエンテーションでは、下記（１）の目的を達成するため、（２）～（７）について指導を行う。

なお、渡航前オリエンテーションは、渡航予定者全員の参加を原則とし、止むを得ず欠席した学生には個別指導等により対応する。

教職員の渡航に際しては、上記「海外安全対策セミナー」の受講またはWeb上に公開する同セミナーの動画視聴をもって渡航前オリエンテーションに代える。

（１）渡航前オリエンテーションの目的

海外渡航では、渡航先の治安状況を事前に熟知し、渡航者自身が「自分の身は自分で守る」という自己責任の意識を持ち、そのために自らが情報を収集し、危機を回避することが必要となる。

渡航者自身がこの意識を身に付けるための啓発を徹底するとともに、危機事象に関する情報収集を行うための手段や、危機事象回避の心構え、更に万が一事件・事故等に巻き込まれた場合にどのように対処・行動すべきかについて十分に理解させる。

（２）渡航国・地域に関する情報提供

- ① 国際情勢の変化や動向、危険度、危険情報等
- ② 風俗風習・性倫理・宗教的特徴等の文化的差異
- ③ 対日感情や日本人に対するイメージ及び政治的動向
- ④ 流行している感染症と予防接種の必要性及び罹患しやすい疾病・風土病に関する情報

（３）連絡体制

- ① 留学の場合は、学生交流取扱要項（平成１６年４月１日学長決裁）に基づき、留学希望大学・学部、留学希望期間、履修希望授業科目の他、留学時の予定住所及び電話番号を記載した留学願書（別紙様式第３号）を提出させる。また、現地に到着したら国際課へメールで一報を入れさせる他、旅行等で留学先以外の国や地域に滞在する場合は、その旨を事前に届け出るよう指導する。
- ② 緊急連絡網について説明し、渡航前に確認させる。また、夜間・休日の連絡網も確認しておく。
- ③ 渡航に際しては、できるだけ海外対応の携帯電話等を持参し、緊急時に速やかに連絡できる態勢が取れるよう指導する。

（４）海外旅行保険

- ① 学生の多くが加入する学生教育研究災害傷害保険（学研災）の加入者が加入できる学研災付帯海外留学保険（付帯海学）への加入を推奨するとともに、クレジットカード等に自動付帯している保

険では、実際に事故等に遭遇した場合、十分な補償が得られない場合があることについて説明する。

- ② 学生が個別に保険会社を選定して手続きした場合は、当該会社の危機発生時の対応等について契約者本人が十分に確認するよう指導する。

(5) 健康管理

- ① 渡航に際しては自身の健康状態の把握に努めるとともに、海外における歯科治療は治療費が高額な上、国・地域によっては技術的な問題が生じる場合もあるため、渡航前に済ませておき、現地での治療の可能性を極力減らすよう指導する。
- ② 現在通院・治療中の学生等については、出国しても差し支えないか主治医と相談の上、判断するよう指導する。
- ③ 渡航中に精神的ストレスが生じた場合は、無理をせず本学の対応窓口や渡航先大学等の相談窓口、海外旅行保険の関連サービス窓口等に相談するよう指導する。
- ④ 渡航先（国）で流行している感染症について、厚生労働省の感染症情報ホームページ等で情報収集し、指導を行うとともに事前に予防接種を受けることについて説明する。

(6) 在外公館への届出等

- ① 外務省海外安全情報配信サービス「たびレジ」
滞在先の危険情報や緊急時の連絡メール等を受け取ることができる外務省のシステム「たびレジ」に登録するよう指導する。（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>）
- ② 外務省在留届電子届出システム「オンライン在留届」
3ヶ月以上海外に滞在する場合、旅券法第16条により「在留届」を提出することが義務付けられていることを説明する。（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>）
- ③ 海外渡航中に生命・身体が危険にさらされるような事態が生じた場合は、在外公館との連絡を密にする必要があるため、渡航先の在外公館の連絡先を確認するよう指導する。

(7) その他

- ① 学生が自由行動等の際に事件・事故等に遭遇した場合の責任の所在を明確にするため、必要に応じて部局が定めた「誓約書」を提出させる。
- ② 教職員を6ヶ月以上海外へ派遣する場合は、労働安全衛生規則第45条の2（海外派遣労働者の健康診断）により、医師による健康診断を行わなければならない。

2. 渡航の判断

海外渡航の実施・中止・延期・継続・途中帰国等の判断は、（1）派遣国・地域の状況（2）派遣先大学等の事情（3）派遣学生等の個人的事情の3つの観点に分けて実施する。

(1) 派遣国・地域の状況による判断

派遣先である国・地域の状況による判断は、外務省が提供する「危険情報」や「感染症危険情報」を参考の上、原則として下記の「派遣・帰国の判断基準」に基づき、当該派遣の担当部局の長が渡航の可否等を判断する。この場合、国際センター長は必要に応じ、担当部局の長へ必要な情報の提供及び助言を行う。

【派遣・帰国の判断基準】

区分	安全対策の4つの目安（カテゴリー）			
	レベル1： 十分注意	レベル2： 不要不急の 渡航中止	レベル3： 渡航中止勧告	レベル4： 退避勧告
渡航1ヶ月前まで	実施	原則中止（注1）	中止	中止
渡航1ヶ月前 ～渡航日前日	実施	原則中止（注1）	中止	中止
渡航中	実施	帰国を検討 （注1）	帰国	帰国

注1：渡航期間や渡航地域（危険地域からの距離等）の状況により総合的に判断する。

（2）派遣先大学等の事情

当該派遣の担当部局の長が以下のケースに応じて派遣の中止、延期、途中帰国を判断する。

- ① 派遣先大学等における学業継続不可（自然災害、大学等の倒産等）
- ② 派遣先大学等を退学処分や停学処分等となった場合
- ③ 派遣国・地域の自然環境の悪化等により生活の継続が困難な場合

（3）派遣者の個人的事情

当該派遣の担当部局の長が以下のケースに応じて派遣の中止、延期、途中帰国を判断する。

① 病気・怪我等による場合

ア. 学生等が現地での病気や怪我等により入院・治療が必要となった場合は、その症状等を考慮した上で原則として帰国を促す。透析やリハビリ等の自宅療養が必要となった疾患の場合も帰国させることを検討する。

イ. 派遣継続が困難となる精神科疾患に罹患した場合、医師やカウンセラー等の所見も参考にし帰国させることを検討する。

ウ. その他、派遣国地域において入院、手術、治療が必要な場合は、医療費負担が高額になる恐れがあることから一旦帰国して治療させることを検討する。

② 犯罪による場合

ア. 刑事事件の加害者又は被疑者となった場合は、滞在国の関係法令に基づき処分等を受けることになるため、在外公館等とも連絡・相談の上、判断する。

イ. 法定薬物等の依存症に罹患した場合は、滞在国の関係法令に基づき処分等を受ける可能性があるため、在外公館等とも連絡・相談の上、判断する。

ウ. 民事事件の加害者又は被疑者となった場合は、滞在国の関係法令に基づき扱われることになるため、在外公館等とも連絡・相談の上、判断する。

Ⅲ 海外渡航中の危機発生時の対応

1. 派遣及び受入れでの共通事項

(1) 情報収集と情報共有

危機発生後の情報収集・共有では、次の事項を原則とする。

- ① 大学側の窓口担当者は、危機事象の収束まで変更しない。
- ② 大学側の窓口担当者は、海外での危機事象発生時等の場合、現地とのやりとりに必要な言語を用いる者を補助者とすることができる。
- ③ 大学側の窓口担当者は、危機事象の下記の「収集する情報」を参考に、概要について時系列により記録する。この場合、危機事象の当事者が複数の場合は、それぞれ概要について記録する。
- ④ 大学側の窓口担当者は、記録した情報を本部（室、班）長に逐次報告する。

【収集する情報】

情 報		備 考
事案の概要	事案の概要	概要をコンパクトにまとめること。
	奨学金受給の有無	海外留学支援制度やトビタテ留学JAPAN等の奨学金を受給している場合は記載する。
事案発生の把握	事案発生の日時	事案発生の日時を日本時間と現地時間の両方で記載する。
	大学が事案の一報を受けた日時	大学が一報を受けた日時を日本時間と現地時間の両方で記載する。
被害の現状	本人の健康状態・被害状況等	命に別条があるか等、判明している範囲で詳細に記載する。
	本人と連絡が取れているか	メール、電話等の手段を含めて記載する。
	現在の在外公館や外務省への連絡状況	初動の連絡が取れているか記載する。
	現地の警察等への連絡状況	必要に応じて記載する。
	メディア等の報道状況	海外メディアを含め、報道されている場合は記載する。ネットニュース等についてはURLを記載する。
事案の状況（時系列）		日付、状況等について ・誰とどのように連絡が取れているのか ・本人の状況 等
大学担当者連絡先		緊急連絡先電話番号については、時間外でも連絡可能な宛先を記載する。（営業日に限らず、情報収集のため折り返し連絡する場合がある。）

(2) マスコミ対応

マスコミ等報道機関への対応は、本学の広報マニュアル（危機管理編）による。

(3) 事後対応

① 再発防止

担当部局及び国際センターは、危機事象発生の原因を調査し、今後の課題を整理した上で再発防止策を検討する。

② マニュアルの見直し

国際センターは、再発防止策の検討結果や関係法令等の改正を参考に本マニュアルの見直しを行う。

(4) 個人情報の取扱い

危機事象の発生及びその対応に伴う個人情報の取得、利用及び保有については、本学の個人情報取扱規則に基づき適正に取り扱う。

2. 想定される危機発生ケース

本学の学生、教職員の海外渡航中の危機発生ケースとしては、以下のものが想定される。

- ・ 海外において重大な天災、テロ、バス・列車事故等が発生し、これに巻き込まれ生死不明の場合
- ・ 事件・事故等の被害者となった場合
- ・ 事件・事故等の加害者となった場合
- ・ 刑事事件の容疑者となった場合
- ・ 民事事件の加害者となった場合
- ・ 病気、事件・事故等により重篤な状態または急逝した場合

3. ケース別危機対応

ここでは引率教員が事件・事故等にあった学生に対し、また学生のために行うべきことを例示するが、実際の危機管理にあつては幾つかのケースが複合する可能性があるため、臨機応変に対処することが肝要である。

(1) 病気・怪我

- ① 病院へ連れて行く。
- ② 大学へ報告する。
- ③ 感染症に感染していた場合で、同行者がいる場合は感染が拡大していないか確認する。隔離が必要な場合は、部屋を確保する。
- ④ 学生が入院した場合は、付き添い等の必要性について病院と協議する。
- ⑤ 必要に応じ、現地の大使館・領事館、現地のヘルプデスク、旅行会社へ連絡を入れ、サポートを要請する。

(2) 交通事故（学生が被害者の場合）

現場に居合わせた場合（引率中に事故が発生した場合）

- ① 警察及び救急等へ連絡し、指示に従う。
- ② 大学へ事故の発生状況、被害状況等を報告する。
- ③ 警察等の事情聴取に応じる。
- ④ 学生が入院した場合、通訳、ケアを行う。
- ⑤ 学生が入院する必要はないが、宿舎等での静養が必要な場合、その場所の確保に当たる。
- ⑥ 学生に保険会社へ連絡させ、手続き等について確認させる。

現場に居合わせていなかった場合（学生や警察等から連絡を受けた場合）

- ① 学生及び警察等から情報を収集する。
- ② 大学に事故の発生状況や被害状況等を報告する。
- ③ 学生とともに警察等の事情聴取に応じる。
- ④ 学生が入院した場合、通訳、ケアを行う。
- ⑤ 学生が入院する必要はないが、宿舎等での静養が必要な場合、その場所の確保に当たる。
- ⑥ 学生に保険会社へ連絡させ、手続き等について確認させる。

（３）盗難

- ① 学生から被害額・被害にあった状況を聞き取るとともに他の学生に被害がないかを確認する。また、貴重品の管理方法について確認し、必要があればその後の管理方法を変更する。
- ② 警察への連絡は、その国の警察の状況を見て判断する。（現金を盗まれた場合、戻ってこないことが多く、保険適用もないため、渡航先によっては警察への通報は不要。）
- ③ 現金以外の物品を盗まれた場合は警察に届け、盗難証明を発行してもらう。
- ④ 大学へ報告する。
- ⑤ 学生に保険会社へ連絡させ、手続き等について確認させる。
- ⑥ パスポートを盗まれた場合、最寄りの警察署へ届け出て証明書を入手の上、すぐに大使館（総領事館、領事館等）で盗難手続きを行う。なお、そのような場合に備え、パスポートの写真ページのコピーと写真２枚（パスポートサイズ）を予め準備させておく。学生は盗難届と同時に大使館（総領事館、領事館等）に新しいパスポート又は「帰国するための渡航書」を申請する。
- ⑦ 航空券を盗まれた場合、学生は航空会社・旅行会社等へ連絡してＥチケットを再発行してもらう。紙の航空券の場合、航空会社・旅行会社等に再発券してもらう。
- ⑧ キャッシュカード、トラベラーズチェック、クレジットカードを盗まれた場合、学生は銀行・カード会社等へ連絡して利用停止登録を行う。連絡先は保険会社のインフォメーションサービスを利用する。（一旦利用停止登録を行うと後で発見しても再使用できないので注意する。）その後、速やかに警察に連絡して盗難証明をもらう。

（４）加害事故

- ① 人身事故の場合、学生及び引率教員は人命第一の行動を取る。
- ② 現場を保全するとともに、賠償責任について学生及び引率職員はコメントを控える。
- ③ 警察へ通報するとともに大学へ報告する。
- ④ 必要に応じて大使館・領事館等と相談する。
- ⑤ 学生に保険会社へ連絡させ、手続き等について確認させる。

(5) 犯罪行為

犯罪に巻き込まれた場合

- ① 学生は引率教員とともに証拠となるものがあれば確保する。
- ② 学生は引率教員とともに警察へ通報する。
- ③ 大学へ報告する。
- ④ 学生は引率教員とともに大使館、領事館等と相談する。

犯罪行為に加担した場合（法律違反を犯した場合）

- ① 警察から情報を収集する。
- ② 大学へ報告する。
- ③ 必要に応じて大使館・領事館等と相談する。

危機事象のレベル表 ー危機対策本部または部局危機対策室の設置判断ー

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
・渡航先で事故等の可能性があるとの情報が入った。 ・外部（報道機関）からの問い合わせなし。	・渡航先で事故等の発生が確認された。 ・被害者は負傷しているものの軽傷である。 ・外部（報道機関）から事故等の事実について照会（取材申込）があった。	・留学先の大学周辺でハリケーンが発生し、大学施設が被害を受けた。 ・外部（報道機関）から事件について照会（取材申込）があった。	・短期海外研修プログラムで訪れた大学構内で銃撃事件が発生。本学の学生1名が撃たれ、重体であるとの連絡が入った。 ・外部（報道機関）から事件について照会（取材申込）があった。
・必要に応じて部局長等から学長へ報告するとともに、危機管理対策班を設置する。 ・その後の状況に応じて対策室の設置を検討する。	・部局長等から学長へ報告する。 ・状況に応じて危機管理対策班か対策室のいずれかを設置する。	・部局長等から学長へ報告する。 ・危機管理対策室を設置する。	・部局長等から学長へ報告する。 ・対策本部を設置する。

（危機事象レベル1～3）

原則として危機管理対策本部は設置しないが、部局長等は、事件・事故の内容、対処方針等を学長に報告の上、危機管理対策班（室）を組織し、当該部局等において対処を行う。また、危機発生との連絡を受けた部局長は、状況に応じて速やかに関係者を集めて情報収集を行うとともに、以下の対応を行う。

ア. 当該部局等は、国際センターあるいは国際課の協力を得て、危機発生状況や当該学生等の正確な被害状況等の情報収集に努める。

イ. 当該部局長は、本学教職員の現地派遣、対応の必要性を検討する。

ウ. 本学教職員の現地派遣・対応が必要な場合は、当該部局等において直ちに派遣者を決め、適宜、

- 国際センター・国際課の協力を得て、渡航に必要な手続きを行う。
- エ. 当該学生の家族が現地へ同行する場合は、当該部局等において、適宜、国際センター・国際課の協力を得て、旅行業者とともに渡航に必要な各種手続きサポートを行う。
- オ. 本学教職員の現地派遣・対応に際しては、事前に在外公館に連絡の上、協力依頼等を行う。
- カ. 現地対応のために派遣された教職員は、現地大学の担当者、病院、在外公館等と連絡・相談の上、その後の対応方法を決定する（帰国の必要性、入院継続、留学継続の判断等）。
- キ. 国際課は、危機事象発生について速やかに関係する保険会社へ連絡する。

（危機事象レベル４）

- 危機対策本部の設置、情報の収集・連絡等は、原則として以下の方法により行う。
- ア. 学長は、速やかに危機対策本部を設置する。
- イ. 危機対策本部の組織及び担当業務内容は、別紙１を基本とするが、事案に応じ臨機応変に組織する。
- ウ. 危機対策本部の設置場所は、原則として松江キャンパス本部棟３階の特別会議室とする。
- エ. 危機対策本部の本部員等は直ちに対策本部へ集合し、当面必要な対応（現地の連絡先と担当者の確認、正確な情報の収集等）を行う。
- オ. 各部局は、各々が行った緊急対応を時系列で記録・整理し、主管課へ報告するとともに主管課は、緊急対応を取りまとめてマスコミ・関係省庁担当（企画広報課）に報告する。

Ⅳ 帰国後の対応

１. 帰国後の安全管理

- （１）感染症が発生した又は発生が疑われる渡航先から帰国した学生・教職員は、発病の危険性があるため、最寄りの保健所又は専門医の診察を受ける。
- （２）罹患が疑われる学生・教職員は、保健所又は専門医等、医療機関が指定する場所で待機する。

Ⅴ 外国人留学生等の受入れにおける危機管理

１. 受入れ時オリエンテーションの実施

外国人留学生の受入れについては、国際センターにおいて「新規受入留学生オリエンテーション」を実施し、次の（１）～（７）について説明する。外国人研究者の受入れについては、受入れ部局の責任により以下の事項を説明する。

（１）緊急連絡先等の把握

- ① パスポート情報及び連絡先（住所、電話番号、メールアドレス）を確実に把握し、変更があった場合は必ず届け出るよう指導する。

- ② 一時帰国・学会参加・私事旅行等で出国する場合は、国際課へ届け出るよう指導する。
なお、外国人研究者の出国は、受入教員へ届け出る。
- ③ 外国人留学生等に危機が発生した時の緊急連絡先（時間外や休日の連絡先を含む）を周知する。

（２）健康管理

- ① 新規受入れ時には必ず保健管理センターが実施する健康診断を受診させるとともに定期健康診断や特別健康診断の受診を徹底する。
- ② 病気に罹った場合に必要となる近隣病院の情報（診療科別、英語での受診可否、予約の取り方等）、消防機関（119 番）への連絡方法及び保健管理センターに関する情報を伝える。
- ③ 外国人のための学外の相談窓口（公益財団法人しまね国際センター等）について説明する。
- ④ 国民健康保険や国民年金に加入させるとともに学生教育研究災害傷害保険（学研災）への加入を指導する。

（３）自然災害

- ① 大規模地震等の災害発生時における安否確認を迅速に行うため「島根大学安否確認システム（ANPIC）」の登録を指導する。
- ② 地震が発生しても慌てず、クッション等で頭を保護しながら落ち着いて移動・避難するよう指導する。
- ③ 地震が発生したらガス器具の元栓を閉め、電気器具の電源を切って避難するよう指導する。
- ④ 台風や豪雨の際は川や海には近づかず、また、むやみに出歩かないよう指導する。
- ⑤ 平時から懐中電灯、飲料水の常備や避難場所・経路を確認するよう指導する。

（４）防犯・交通安全

- ① 犯罪の加害者にならないよう日本の法律を遵守すること。また、悪質商法を含む各種犯罪の被害者にならないよう注意する。
- ② 詐欺事件における口座の転売や大麻・違法薬物の売買等、各種犯罪に加担することのないよう指導する。
- ③ 警察（110 番）や消防（119 番）の他、大学への連絡方法を説明する。また、大学担当者の連絡先を周知し、事故等が発生した際は速やかに大学担当者へ連絡するよう指導する。
- ④ 自転車を所有する場合は、必ず防犯登録を行うよう指導するとともに、信号無視等のルール違反は自動車やバイクと同様に罰せられることを周知する。また、自動車やバイクは原則所有・運転しないよう指導する。

（５）火災

- ① 民間アパートに入居する場合は、火災に備えて火災保険に加入することを指導するとともに、住居における消火器の設置場所、避難経路、非常口等を確認するよう指導する。
- ② 火災発生時の消防機関（119 番）への連絡方法を説明する。

(6) 異文化対応

- ① 生活習慣、宗教等に関係する困り事やトラブル発生時の相談窓口、カウンセリング（精神面におけるケア・サポート）体制を明確にし、説明する。

(7) その他

- ① 不法就労活動の禁止について説明する。また、アルバイトに関しては入国管理局への「資格外活動許可」の手続きが必要であることや、職種・時間制限等について説明する。
- ② 人間関係、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、学業・進路、学費、経済的問題等が発生した場合についての対応体制を説明する。これらの対応では、言語による障壁がないよう対策を講じておく必要がある。

【別紙 1】

危機対策本部組織及び担当表

本部員	担 当	担当の部署	業 務
学 長	本部長（最高責任者）	総務部	・ 危機対策本部の業務総括 ・ 現地情報の分析、方針決定、対策実施の指示 ・ 家族・保護者への説明対応 ・ 記者会見の説明
理事（内部統制担当）	マスコミ・関係省庁担当	企画部	【危機対策本部の設置等】 ・ 本部長の下、危機対策本部の設置・解散の通知 ・ 危機対策本部室（特別会議室）の設営 ・ 最新情報の収集・分析 ・ 写真撮影・録音等による対応状況の記録 【マスコミ等の対応】 ・ 記者控室の準備、誘導スタッフの配置 ・ マスコミから家族・保護者への接触防止の対策 ・ 家族・保護者向けの発表及び記者発表の実施 ・ 文部科学省等関係省庁との連絡調整
理事（財務担当）	財務担当	財務部	・ 事故対応に関する費用・予算面の対応 ・ 弔慰金、見舞金等に関する方針立案及び手配
副学長（グローバル化推進担当）	情報収集担当 手配・渉外担当 現地派遣担当	国際センター、企画部（国際課）	【情報収集】 ・ 参加者名簿、旅行日程等の基本情報の収集・整理 ・ 派遣大学等との連絡、現地情報の収集 ・ マスコミ・関係省庁担当者等との連絡調整 ・ 必要に応じて現地派遣教職員及び通訳の選定 ・ 派遣者の家族・保護者の同行の場合の航空券等の手配 ・ 必要に応じて弁護士（賠償、法務関係の交渉処理）の手配 ・ 保険会社との対応窓口 【現地派遣】 ・ 必要に応じて被害者家族・保護者に帯同して現地派遣 ・ 在外公館、警察、派遣先期間等や病院との折衝等
理事（教育担当）	家族・保護者担当	教育・学生支援部	・ 家族・保護者への対応窓口（被災者 1 家族等に対して担当 1 人） ・ 危機対策本部に家族・保護者控室を設置（必要に応じて宿泊先等の手配） ・ 家族・保護者とともに待機し状況を説明
各部署長		各部署（事務部）	

※ メンバーの構成は、上記担当表を参考にしつつ、状況に合わせて適宜対応等を行う。

【参考】

《危険情報「安全対策」の4つの目安(カテゴリー)》 (<http://www.anzen.mofa.go.jp/masters/risk.html#index02>)

カテゴリー	判 断
レベル1：十分注意してください。	渡航を実施又は継続するが、滞在にあたっては危険を避けるための特別な注意が必要であることを指導。
レベル2：不要不急の渡航は止めてください。	原則として、渡航の延期もしくは中止。
レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)	新規渡航は中止。渡航中の者には、帰国準備指示。
レベル4：退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)	新規渡航は中止。渡航中の者には、直ちに帰国するよう指示。

《感染症危険情報の4つの目安(カテゴリー)》 (http://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html)

カテゴリー	判 断
レベル1：十分注意してください。	・ 渡航を許可するが、渡航前のオリエンテーションで、感染症予防対策を指導する。 ・ 滞在中の学生に対しては、現地情報の収集、感染対策、生活物品の備蓄、医療機関の確認を指導する。
レベル2：不要不急の渡航は止めてください。	・ 原則として、渡航は延期又は中止。 ・ 滞在中の学生に対しては、現地情報の収集、感染対策、生活物品の備蓄、医療機関の確認を指導する。一時帰国（退避措置）の準備を指導する。
レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)	・ 新規渡航は禁止。 ・ 滞在中かつ発症していない学生については、滞在国の感染拡大防止策を踏まえて、派遣先機関と協議の上、一時帰国（退避措置）を指示。 ・ 発症した学生は、原則として当該国での治療。
レベル4：退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)	・ 新規渡航は禁止。 ・ 発症していない学生は、一時帰国（退避措置）手配。帰国時の検疫強化対応等について指導。 ・ 発症した学生は、原則として当該国での治療。

《海外渡航時の派遣先の安全確認のためのリンク集》

ウェブサイト	内 容	URL
外務省 海外安全ホームページ	一般犯罪、政情、治安情勢 感染症などの総合情報	https://www.anzen.mofa.go.jp/
外務省 渡航先の在外公館リスト	在外公館による現地での 犯罪、治安、生活情報など	https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html
厚生労働省 感染症情報	感染症発生状況、感染症 予防対策等	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html